

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合には、1人以上

⑥児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の経過措置を講ずる。) (※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置（案）について」を参照。)

(※) 主たる障害以外の障害に対応する場合の必要数の考え方（案）

主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

児童指導員及び保育士の必要数の算定については、各障害別の人員基準により算定された員数の合算とし、具体的には次の例のとおりとする。

例：主たる障害が肢体不自由の施設（定員50人）で肢体不自由児（乳幼児）40人、

自閉症児10人を受け入れる場合

児童指導員及び保育士の総数

$$\text{肢体不自由児 } 40 \text{ 人} \div 10 \text{ 人} + \text{自閉症児 } 10 \text{ 人} \div 6.7 \text{ 人} = 5.49 \approx 5 \text{ 人}$$

(小数点以下は四捨五入)

3. 設備基準

現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準を原則として踏襲。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備

同法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室

(2) 日常生活に必要な設備、その他の設備

①静養室

主たる対象とする障害を自閉症とする場合には静養室

②屋外訓練場等

主たる対象とする障害を肢体不自由とする場合には、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他の適当な設備がある場合は置かないことができる）、身体の機能を助ける設備

また、階段の傾斜を緩やかにすること。

(※) なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

4. 運営基準（主な変更点）

(1) 運営規程に定める重要な事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。

(2) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

また、報酬については、これらの基準（案）を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるよう設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるよう、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

（4）児童発達支援管理責任者の配置について

＜関連資料132頁参照＞

今回の改正法により、①通所支援は、在宅の障害児に対する教育、医療や就労との連携したトータルプランの中で中心的な役割を担うべきものであり、特に特別支援学校等で作成する個別教育支援計画との一体性が必要となること、②入所支援は、自立（地域生活移行）に向けたスキルアップを図るための効果的な支援や、地域生活移行に向けた様々なサービスを活用した支援プランの策定が必要なこと等、それぞれの支援目標に応じた個別プログラムの策定及び評価が重要であることから、これを管理する者として児童発達支援管理責任者を配置することとしている。

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識・経験があつて、個別支援計画の作成・評価などの知見・技術があることが必要と考えていることから、障害者自立支援法のサービス管理責任者の要件と同じく、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了を要件とする予定である。

具体的には、①実務経験は、障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務や相談支援業務等を想定しており、②児童発達支援管理責任者研修については、サービス管理責任者研修と同等のものとし、内容については今後定めることとしている。

ただし、施行後直ちに、研修を修了した者を確保することが困難な場合があるので、施行後3年間（平成27年3月31日までを予定）においては、実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していないても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる経過措置を講ずる予定である。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなすこととしている。

なお、児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて他の職務や他に一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者（障害福祉サービスのサービス管理責任者も含む。）との兼務を可能とし、効率的な業務実施を図ることとしている。したがって、報酬については、原則として必要な人員基準を超えて児童発達支援管理責任者を別途専任で配置した場合に、その配置を評価する方向で報酬改定プロセスにおいて検討している。

(5) 18歳以上の障害児施設入所者等への対応について

①障害児入所施設の対応に関する基本的な考え方 <関連資料170～175頁参照>

(ア) 施設・事業者について

今回の改正法により、18歳以上の障害児施設入所者については、平成24年4月から、子どもから大人への支援の継続性を確保しつつ、他の大人の障害者と同様に障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）により対応することとなる。

前回の課長会議資料（71～74頁）においてお示ししたとおり、障害児入所施設の将来の在り方として、①障害児施設として維持、②障害者施設への転換、③障害児施設と障害者施設の併設、の3つの方向性があるが、障害児入所施設のみなし期間中（事業者指定の有効期間の残存期間、例えば、平成18年10月1日に指定を受けた場合には24年9月30日まで）に、これらの中から目標とする施設の在り方を選択し、その施設の在り方に沿って、障害児への支援や、障害者への自立（地域生活移行）に向けた支援の方針を決定することが必要となる。したがって、どれを目標とするかについては、単に将来的な利用見込みのみで判断するのではなく、地域の中で障害児施設をどのように位置づけ、障害福祉サービスにつなげていくかなど、地域全体の障害福祉施策の課題として捉えることが必要であり、施設だけで決定するのではなく、現在の実施主体である都道府県等や、18歳以上の障害者の実施主体となる市町村も含めて十分に協議を重ね施設の在り方と利用者の支援方法等を決定することが重要である。こうした趣旨等から、各都道府県、関係市町村においては、地域の障害児施策の将来の在り方に関わる問題として、障害児施設の決定に当たって積極的な関与をお願いするとともに、その後の施設の目標とする姿を達成するための計画的な取組に対しても必要な支援をお願いしたい。

いずれの形態を選択するとしても、18歳以上の障害者が入所する障害児施設においては、障害者を退所させることなく支援を継続する観点から、施行日までに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（施設入所支援、生活介護等）の指定を受ける必要があるので、都道府県等において事業者指定に関する必要な手続を進めるとともに、障害児施設関係者に対し、施行日において適切な支援が確保できるよう、必要な事務等に関する指導・助言をお願いする。

なお、事業者指定を受ける際には、障害児施設として維持を選択した場合には、18歳以上の入所者についての地域生活等への移行のための計画を、他の場合には、障害福祉サービスの指定基準を満たすための人員体制を確保するための計画を届出させる方向で検討している。

また、前回の課長会議資料（71～74頁）のとおり、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとし、前回の課長会議資料（71頁）において「5年間」としていた期限について、障害者施設の新体系移行期限や施設運営への配慮から、施行日において新たに受ける事業者指定の有効期間（6年間）を考慮し、その期間を平成30年3月末までとする予定である。この期間中は、支援体制をそのまま継続することも可能なことから、現行のように昼夜一体的なサービス提供を認

めることとしている。さらに、こうした観点から、この経過措置期間中、現行の支援体制を維持して実施する場合には、指定を受けた障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行う方向で平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

さらに、設備に関する基準の適用は、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によるものとされるので、念のため申し添える。

(イ) 利用者について

18歳以上の利用者（法律の附則第30条の規定により入所給付決定を受けた者とみなされる満20歳未満の利用者を除く。）については、前回の課長会議資料（72～74頁）でお示したとおり、法律の附則第35条により、継続して障害福祉サービスを利用する必要がある場合には、市町村は、本人の申し出により、支給決定に必要な手続を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支給決定事務が施行日までに間に合わない場合や、仮に障害福祉サービスで定める障害程度区分の要件に満たなくとも、継続して利用が可能となることを保障している。

一方、報酬については、障害程度区分の判定を受けずに利用することから、現行の報酬上の基準のうち未判定者（又は最も低い基準）が適用されることになることを前回の課長会議資料（72～74頁）において示したが、これに対して支援の継続を懸念する意見等があったことから、前述の（ア）のとおり、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえた一定の配慮について報酬改定プロセスにおいて検討しているところである。

なお、この取扱いについては、通常の手続により障害程度区分認定を行って支給決定した者のうち、判定された障害程度区分に応じた相応しい支援提供体制が整っていない施設の場合についても、障害児施設からの移行型の特例として、前述の（ア）の取扱いを適用することとし、その報酬については、同様に現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

また、支給決定の省略する手続の中には、サービス等利用計画の作成も含まれているため、施行日には計画作成は求めないが、個々の障害の状況等に応じて適切な障害福祉サービスを提供する観点から、①支給決定の更新時においては、特に優先的に計画作成の対象とする、②施行日における障害福祉サービスの支給決定の有効期間について、原則、「1年」とし、早期のサービス等利用計画の対象とするよう促すこととし、この考え方を通知等でお示しする予定である。これにより、支給決定の更新時においては、利用する障害福祉サービスの妥当性を判断した上で、地域生活移行が可能と判断された場合には、当面、継続して利用できるが、計画的に地域生活移行に向けた取組を行う必要がある。

ただし、①の「1年」については、対象者への理解や次の支給決定の更新手続の平準化を図る必要があるなど、市町村の個別事情により1年では困難な場合があるので、その場合には「2年」でも可とする方向で検討している。

（※関連として「2. サービス等利用計画の導入と障害福祉サービスの利用の組み合わせについて」を参照されたい。）

なお、支給決定の更新時や、利用する障害福祉サービスを変更する場合には、通常の手続により支給決定を行うことになるので、念のため申し添える。

また、施行日の前日に障害児施設等に入所している18歳未満の障害児についても、施行日以降に18歳になる場合でも継続して入所しているのであれば、附則第35条により、18歳になる前日までに本人が申し出ることにより、同様の方法（手続省略）により障害福祉サービスを利用することができるようになっているので、ご留意をお願いする。

②重症心身障害児施設の移行等について

<関連資料175頁参照>

重症心身障害児施設についても基本的な考え方は前述の①のとおりであるが、前回の課長会議資料（70頁）のとおり、①重症心身障害児施設の入所者に対応できる障害福祉サービスが限定されている（現行では療養介護）こと、②重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関われるようにするなど、児者一貫した支援が望ましい等の重症心身障害の特性があることから、重症心身障害児施設の移行に当たっての特例として、障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できるような特別な取扱いについても、併せて講ずることとしている。

具体的には、障害児入所施設と療養介護の指定を同時に取れるようにし、①障害児入所施設の職員が療養介護の職員を兼務することにより、必要に応じて同じ職員が継続して支援に関われるようにする、②設備について兼用を可とする、③児者の利用が固定的にならないよう、児者で定員を区分しないなどの基準適用の特例を設ける予定である。

なお、施行日において、他の障害児施設と同様、療養介護の指定を受ける必要があるが、サービス管理責任者が不足するなど、施行後直ちに療養介護の指定基準を満たすことが困難な場合があるので、前述の①のとおり、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとしている。その期間については、他の障害児施設と同じく、事業者指定の有効期間（6年間）考慮して平成30年3月末までを期限とする予定であり、報酬適用に関しても、現行の支援体制を維持して実施する場合には、現行の重症心身障害児施設の報酬との関係を踏まえて、報酬改定プロセスにおいてその水準を検討しているところである。

なお、この取扱いについては、「指定医療機関」においても同様であるので、申し添える。

③重症心身障害児（者）通園事業の移行等について <関連資料143～144頁参照>

前述の（2）の①（ウ）のとおり、重心通園事業についても、18歳未満は児童発達支援事業（又は児童発達支援センターの基準を満たす場合には児童発達支援センター）、18歳以上の障害者については、障害者自立支援法の障害福祉サービス（生活介護等）により対応することになる。重心通園事業は、小規模な実施形態であることや、児者一貫した支援が適切であること等に特に配慮することが必要であり、前回の課長会議資料（58頁）でお示ししたとおり、移行の方法として、現行、障害福祉サービスで実施している「多機能型」の仕組みを適用し、児童発達支援と障害福祉サービスを一体的に行

う多機能型を設けるほか、現行の重心通園事業B型のように定員5人であっても、移行が可能となるよう、児童発達支援と障害福祉サービスを同時に指定が取れるようになるなど、特別な取扱いを講ずることとしている。

具体的には、現行の多機能型は児童デイサービス事業所と、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援事業所等が一定的に事業を行う多機能型事業所の場合に利用定員の合計が20人以上であれば、児童デイサービスの利用定員を5人以上とすることができます。この児童デイサービスを児童発達支援に読み替え実施できるよう、多機能型に関する指定基準の所要の改正を行うこととしている。

また、重症心身障害児施設と同様、児童発達支援事業と障害福祉サービスの指定を同時に受けて実施できるよう、①児童発達支援事業の職員が障害福祉サービス（生活介護等）の職員を兼務することにより、必要に応じて同じ職員が継続して支援に関われるようとする、②設備について兼用を可とする、③児者の利用が固定的にならないよう、児者で定員を区分しない、④障害福祉サービス（生活介護等）には「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）において最低定員を20人以上とする規定があるが、この場合には最低定員を緩和するなどの基準適用の特例を設ける予定である。

なお、施行日において、障害児入所施設と同様、18歳以上の障害者部分について障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、サービス管理責任者の配置など、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、前述の障害児入所施設の取扱いと同じく、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとしている。その期間については、（4）の児童発達支援管理責任者の経過措置期間（3年間）と同様とし、平成27年3月末までを期限とする予定である。

なお、報酬適用については、現行の国庫補助金との関係を踏まえて、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討しているところである。

（6）施行に向けた都道府県、市町村の事務処理（案）について

＜関連資料176～184頁参照＞

新しい障害児支援制度の施行に伴い、都道府県、市町村における事務処理に関する基本的な変更点については、次のとおりであり、それぞれの事務に係る実施主体や留意すべき事項等を別紙1～3にまとめているので、今後の事務執行に当たって参考にされたい。

- 障害児支援の実施主体は、障害者自立支援法に基づく在宅サービスや通所サービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、障害児通所支援については、身近な市町村を実施主体とする。（障害児入所支援の実施主体は、引き続き都道府県等）

- 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直しが行われることに伴い、給付費（援護）の実施主体は市町村となる。
- 都道府県等が実施主体の重症心身障害児（者）通園事業は法定化され、児童福祉法の障害児通所支援及び障害者自立支援法の障害福祉サービスの枠組みで対応することとなるため、（5）の③のとおり実施主体は市町村となる。

市町村に移管される事務は、基本的にはこれまで行ってきた障害者自立支援法の介護給付費等に係る事務の取扱いに沿って対応できるものであるが、それぞれの別紙の留意点のように、実施主体の変更により都道府県等からの利用者に関する情報提供等が必要となることや、改正法の円滑な施行を図るためのみなし規定など、通常の事務とは異なり事務執行に注意が必要なものなどがあり、都道府県等と関係市町村が十分に連携しながら、確実な施行に向けて必要な事務を行うことが重要である。

なお、こうした考え方を踏まえた事務処理要領（案）について、年内を目途にお示しする予定である。

<市町村において行う事務>

別紙1・・・児童福祉法に基づく障害児通所給付費の給付決定等

別紙2・・・18歳以上の障害児施設入所者及び18歳以上の重症心身障害児（者）
通園事業利用者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等

<都道府県等において行う事務>

別紙3・・・障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定事務

なお、児童福祉法に基づく障害児入所給付費の給付決定等については、従前どおり、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において行うものである。

障害児通所給付費の給付決定等について

今回の改正により、障害児通所給付費の事務は都道府県から市町村に移管されるが、事務処理にあたっては、基本的に障害者自立支援法の介護給付費等に係る事務処理要領に沿って行っていただくことになる。

ただし、3でお示ししているみなし通所給付決定に係る事務については、改正法の施行に当たって生じるものであり、通常の事務とは異なる内容であるので、ご留意の上、必要な手続を進められたい。

1 給付決定の実施主体

障害児通所給付費の支給を受けようとする場合は、障害児の保護者の「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）に対して支給申請を行う。（改正法第21条の5の5）

この給付決定を行う市町村が障害児通所支援の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる。

なお、負担割合は、児童福祉法の規定に基づき国1／2、都道府県1／4、市町村1／4となる。

2 障害児通所給付費の基本的な仕組み

基本的な流れは、次のとおりであり、障害者自立支援法の手続と同様である。

- ① 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の利用について給付費の支給を希望する保護者は、必要に応じて適切な障害児通所支援の選択のための相談支援を受け、市町村に給付費の支給申請を行う。
- ② 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、通所給付決定を行う。
- ③ 給付費の給付決定を受けた保護者は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）の指定を受けた障害児通所支援事業者等（指定医療機関を含む。以下、指定事業者等という。）と契約により障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受ける。
- ④ 指定通所支援を受けたときは、
 - ・ 障害児の保護者は、指定事業者等に対し、家計の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、指定通所支援に要する費用から利用者負担額を控除した額を給付費として支給する（ただし、当該給付費を指定事業者等が代理受領する方式の場合）。
- ⑤ やむを得ない事由により、①～④の方式の適用が困難な場合には、市町村の措置により障害児通所支援の提供を行う。（改正法第21条の6）

3 みなし通所給付決定について

(1) 障害児通所給付費に関するみなし規定

施行日（平成24年4月1日）に、改正前の障害者自立支援法の児童デイサービスの支給決定を受けている障害児の保護者（満20歳未満で児童デイサービスを利用している場合は本人）及び改正前の児童福祉法の施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者については、改正後の児童福祉法の通所給付決定を受けたものとみなされる。（以下、当該通所給付決定を「みなし通所給付決定」という。）

ただし、当該障害児の保護者が通常の通所給付決定を受けたときは、この限りではない。

(2) みなし通所給付決定の対象者

平成24年3月31日時点において、下記に該当する者（改正後の障害児通所給付費の給付決定を受けた者を除く。）とする。

- ① 障害児施設給付費（通所のみによる利用に限る。）の支給決定を受けている障害児の保護者
- ② 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護者（満20歳未満の延長特例を受けている場合は本人）

なお、平成24年3月31日で障害児施設給付費又は介護給付費の支給期間が満了する者は、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する障害児通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

(3) みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定により利用できる障害児通所支援の種類及び支給量については、次のように考えている。

ア 知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種類

未就学児の場合は児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定されている支給量とする。

イ 肢体不自由児通園施設に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種別

未就学児の場合は医療型児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定されている支給量とする。

ウ 指定児童デイサービス事業所等に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種類

未就学児の場合は児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定にされている支給量とする。

(4) みなし通所給付決定の有効期間

障害児施設給付費又は介護等給付費の支給期間の残存期間とする。

(例) 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの支給期間の者

→ 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで

※ みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き通所支援を利用しようとするときは、支給申請を行って通常の手続により通所給付決定を受ける。

※ みなし通所給付決定期間に新たに新たな通所給付決定をした場合には、通所給付決定において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新たな通所給付決定が有効となる。

(5) みなし通所給付決定の手続

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続を要さずに通所給付決定があつたものとされるが、実務上は、対象者の確認が必要であり、都道府県からの情報提供により対象者を把握されたい。情報提供を受ける内容としては、以下のものが考えられるが、市町村において把握できる書類については省略するなど都道府県との調整の上、作業を進められたい。

(情報提供する内容)

- ・ 現行の支給決定に係る申請書、添付資料、受給者証の写し
- ・ 現行の支給決定の際に勘案した事項
- ・ 通常、利用している事業者
- ・ その他、必要な情報

なお、障害者自立支援法の施行時に倣い、みなし通所給付決定されたことや、対象者に対して必要に応じて受給者番号を振り直す等の通知等の手続が必要となると考えているが、具体的な内容については、別途お示しする。

(6) 留意事項

次の者については、経過措置（みなし通所給付決定）がなく、施行日以降も利用を継続するためには、施行日までに通所給付決定を行う必要がある。

- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を利用している障害児の保護者
- ・ 現在の支給決定の有効期間が平成24年3月31日までの障害児の保護者

市町村において、該当者を把握する必要があるため、都道府県は市町村に情報提供するとともに、利用者に対して、通所給付決定等が市町村に代わることや、平成24年4月以降も継続して利用を希望する場合は市町村に申請する必要がある旨を事前に説明しておく必要がある。

別紙2

1 18歳以上の障害児施設入所者及び18歳以上の重症心身障害児（者）通園事業利用者に係る介護給付費の支給決定等について

これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応するよう見直しを行うこととしている。

また、重心通園事業の利用している障害児については、児童福祉法の個別給付になり、18歳以上の利用者については、障害者自立支援法の障害福祉サービスで対応することとしている。

この18歳以上の障害児施設入所者への対応（施行日の前日において知的障害児施設等（指定医療機関を含む。）に入所又は入院している者であって、施行日以降に18歳となる者を含む。）及び重心通園事業の法定化に伴い、継続して障害福祉サービスを利用する必要がある者については、市町村において、障害者自立支援法に基づく支給決定を行うことになるが、事務処理にあたっては、以下の事項について留意されたい。

1 給付費の実施主体

実施主体は、障害児施設入所者が、引き続いて障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日の「保護者であった者が有した居住地の市町村」となる。

ただし、18歳を超えてから重症心身障害児施設（指定医療機関を含む。）に新たに入所した者については、当該入所者が「入所前に居住していた市町村」が行うこととする。

また、重心通園事業の利用者であって、障害福祉サービスを継続して利用する者については、「当該利用者の居住地の市町村」となる。

2 支給決定の種類

市町村は、支給決定を行う際に、障害福祉サービスの種類を特定する必要があるが、児童福祉法のサービスに相当する障害福祉サービスは以下のとおりとする。

- ・ 重症心身障害児施設及び肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を除く。）に入所している場合 →療養介護
- ・ 知的障害児施設（自閉症児施設含む）、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設に入所している場合 →施設入所支援及び昼間に実施するサービス
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業からの18歳以上の移行者 →生活介護

なお、市町村は、障害児入所施設及び重心通園事業の移行先の障害福祉サービスを把握

している場合は、その移行を計画している障害福祉サービスを児童福祉法のサービスに相当する障害福祉サービスとして特定して差し支えない。

3 障害程度区分認定に関する取扱い

支給決定にあたっては、市町村は、附則第35条の規定により、本人の申出により障害程度区分の認定の手続を省略することとされているところである。

なお、18歳以上の障害児施設入所者を退所させることなく、同一施設において障害福祉サービスを提供する場合の報酬については、障害福祉サービスの指定基準を満たさない間は、障害程度区分にかかわらず、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて、その水準を検討しているところである。

また、障害福祉サービスの指定基準を満たし、本来の障害程度区分に基づく報酬単価を算定する場合や、長期の外泊時に居宅介護等の在宅サービスを利用する場合は、その時点で障害程度区分の認定が必要となる。

さらに、重心通園事業からの移行者については、上記の手続きを省略する規定がないため、障害程度区分の認定が必要となる。

4 対象者の把握

市町村は、都道府県からの情報提供により対象者を把握する必要がある。

※情報提供については、別紙1「(5) みなし通所給付決定の手続」を参照。

5 留意事項

施行日の前日において、知的障害児施設等（指定医療機関を含む）に入所又は入院している者は、18歳になる時点において、障害者自立支援法に基づく支給決定を行うこととなるが、前述の3の取扱いと同様、本人からの申出により、市町村は支給決定の手続を省略して支給決定するとされている。（附則第35条）

また、施行の際、都道府県の措置により、障害児施設支援を受けている者は、施行日に身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法の規定による市町村の措置を受けて、又は児童福祉法の規定による都道府県の措置を受けて、障害福祉サービス又は障害児入所支援を受けているものとみなされる。（附則第32条）

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設等の指定事務について

今回の改正により、都道府県等は、①障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定、②18歳以上の対応を図るため、障害者自立支援法の障害福祉サービスの指定を行うことになるが、基本的な事務はこれまでと同様である。なお、障害児施設が障害児通所支援事業者又は障害児入所施設等に移行する場合には、みなし規定があることに留意されたい。

1 障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定

(1) 指定事務の実施主体

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定については、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者又は障害児入所施設の設置者（以下「事業者等」という。）の申請により、支援の種類及び事業所ごとに都道府県が行うこととされている。

なお、当該指定は、現行どおり、大都市特例により、指定都市、児童相談所設置市においても実施していただくことになる。

(2) 指定に当たって障害種別の特定の取扱い等

3障害（身体、知的、精神）の垣根のない一本化した指定を行うこととしており、事業者等においては、障害種別にかかわらず、障害児を受け入れることが基本となる。

ただし、一方で、障害特性に応じた支援の専門性の確保にも十分な配慮が必要であることから、支援の専門性を確保するため特に必要がある場合には、障害種別を特定することも可能とする（保育所等訪問支援を除く。）。

事業者等が支援の提供を行う障害種別を特定する場合は、運営規程において「主たる対象とする障害の種類」を明記するとともに、指定申請の際に、その理由を付したものと併せて都道府県に提出するものとする。

なお、「主たる対象とする障害の種類」の範囲については、知的障害（自閉症含む）、盲（強度の弱視含む）、ろうあ（強度の難聴を含む）、肢体不自由、重症心身障害などが考えられる。

各事業者は、「主たる対象とする障害の種類」を定めた場合には、重要事項説明書や広告等により利用者に周知する必要がある。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市は、障害特定の申請を受けた場合は、支援の専門性を確保する観点から必要と認められる場合は、障害の特定を認めるものとする。

なお、事業者等における障害種別の特定に係る情報は、利用者が事業者等を選択する際に不可欠な情報となることから、指定に際して公示すべき情報とすることが適当である。

事業者等は、正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならないとしているが、「主

たる対象とする障害の種類」以外の者から利用申込みがあり、その障害児に対して自ら適切な支援を提供することが困難である場合は、その限りではない。

なお、事業者等は適切な支援を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。

(3) 平成24年4月のみなし指定事務

ア　みなし指定の手続

施行日（平成24年4月1日）に改正前の障害者自立支援法において児童デイサービスの指定を受けている事業者及び改正前の児童福祉法において指定を受けている知的障害児施設等については、24年4月1日改正後の児童福祉法上の指定障害児通所支援事業者（支援の種類及び事業所ごと）又は指定障害児入所施設として、みなし指定がなされる。

なお、みなし指定に係る事業者等からの申請は不要であるが、事務処理上必要な書類等については、都道府県等の判断により提出を求めるとして差し支えない。

① 障害児通所支援事業のみなし指定の内容

- ・ 児童デイサービスの指定を受けている者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。
- ・ 知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設の指定を受けている施設の設置者は、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。
- ・ 肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

みなし指定の有効期間は、改正法の附則において「1年以内」とされているが、具体的な期限については、別途お示しする。

② 障害児入所施設のみなし指定の内容

- ・ 知的障害児施設（自閉症児施設含む）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設除く。）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を含み、肢体不自由児通園施設を除く。）、重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。

みなし指定の有効期間は、その施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

イ　みなし指定時における障害種別の特定の取扱い

みなし指定については、円滑な移行を実施する観点から、施行時において、「障害種別の特定」の取扱いを行うこととし、その手続については、都道府県等及び事業者の双方の事務負担を考慮し、特段の届出がない限り、現行において実施している障害種別を特定の障害として実施するものとみなすものとする。

なお、平成24年4月から対象とする障害種別を拡げて実施する場合は、都道府県

等が定める日までに都道府県等に届出を行う必要がある。(施行日以降に拡げる場合も同様。)

(4) 指定に係る留意事項

① 児童デイサービス（多機能型含む。）の指定

現在、障害者自立支援法に基づく指定事務の実施主体は、都道府県となっているところである。24年4月以降の児童福祉法に基づく指定事務の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市になるため、都道府県においては、指定児童デイサービス事業所に係る情報として、指定申請書類、指定決定通知書の写し等を指定都市及び児童相談所設置市に情報提供する必要がある。

② 平成24年4月に必要となる指定

みなし指定に関わらず、次の場合には、施行日までに指定が必要になるので、留意願いたい。

- ・前述の（3）アのみなし規定に定めのないサービスを実施する場合
- ・新規で障害児通所支援、障害児入所支援を実施する場合

なお、知的障害児通園施設、難聴児通園施設や肢体不自由児通園施設において、就学児童に対して支援を行う場合は、放課後等デイサービスの指定の申請は必要とするが、添付書類について、従来と変更がない場合は、都道府県等の判断により省略しても差し支えない。

③ 同一敷地内に複数の事業者等がある場合

同一敷地内に複数の事業者等がある場合は、それぞれみなし指定が適用されるため、みなし指定の有効期間の間は、それぞれの事業者等として取り扱う。

みなし指定の有効期間の終了後は、障害者自立支援法と同様、一つの事業者等として取り扱うことになる。なお、これに対する報酬の在り方については、報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(5) 指定事務関係スケジュール及び留意事項等

指定事務関係のスケジュールについては、概ね次のとおりと考えているが、都道府県等の事務の進捗状況等を勘案して適宜修正し、計画的に取り組まれたい。

23年 指定基準に関する条例制定（制定する場合）

24年1月 都道府県等において事業者説明会を開催

2月 申請受付開始（みなし指定の対象種別を拡大する場合の届出を含む）
申請書類の審査、調査

3月 指定事業者、施設の指定開始

事業者等管理台帳への登録・管理（支援の種類ごとに）

市町村に事業者情報を提供

3月下旬～4月1日 指定事業者・施設の公示

4月1日 施行に伴う指定効力発生

2 18歳以上が利用する障害児施設及び重症心身障害児（者）通園事業への対応に係る
障害者自立支援法の障害福祉サービスの事業者指定

（1）基本的な考え方

18歳以上の者が入所している障害児入所施設等（指定医療機関を含む）及び18歳以上の者が利用している重心通園事業については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応することになるため、平成24年4月から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定を受ける必要がある。

（2）指定事務の実施主体

他の障害福祉サービスの事業者指定と同様、平成24年4月以降は都道府県、指定都市、中核市となる。

（3）留意事項

ア 障害児入所施設

- ① 障害児入所施設の将来のあり方（①障害児施設として維持、②障害者施設に転換、③障害児施設と障害者施設の併設から選択）を決定するとともに、18歳以上の障害者に対する障害福祉サービスの種類を施設の判断によって選択することになるが、決定に当たっては、将来的な施設の在り方、支援方法等について、都道府県、関係市町村と十分に協議することが必要である。
- ② 施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、施行日において新たに受ける事業者指定の有効期間（6年間）を考慮し、その期間を平成30年3月末までとする予定である。
- ③ その際、障害児施設として維持する場合には、18歳以上の障害児施設入所者の地域生活等への移行のための計画を、その他の場合は、障害福祉サービスの指定基準を満たすための人員体制を確保するための計画を届出させる方向で検討している。
- ④ 18歳以上の者が入所している障害児入所施設がどの類型に移行したかの移行状況等を把握するため、今後、調査を行う予定である。

イ 重症心身障害児（者）通園事業

指定にあたっては、児童発達支援（一部、医療型児童発達支援もあり得る。）と障害福祉サービス（生活介護）との多機能型が想定されるので、障害者自立支援法と児童福祉法の事業による多機能型が可能となるよう、所要の省令改正を予定してい

る。なお、この場合の指定事務は、前述したとおり、自立支援法は都道府県、指定都市、中核市に対し、児童福祉法は都道府県、指定都市、児童相談所設置市と異なるため、都道府県と中核市においては、連携して指定事務を行う必要がある。

平成23年10月31日版

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

相談支援体制の充実・障害児支援の強化等 (基本的枠組み案)

- 本資料は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のうち、本年6月30日にお示しした平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等についての「基本的な枠組み案のたたき台」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったものです。
- この基本的枠組み案やパブリックコメントにより頂いたご意見等を踏まえ、指定基準省令、報酬等について検討を行い、お示ししていく予定です。
- なお、「基本的枠組み案」のうち、報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものであり、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討していきます。

【今後の予定】

- | | |
|----------|---|
| 平成23年11月 | 報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示 |
| 12月 | 指定基準省令案、最低基準省令案、事業者指定手続き等の提示
※ 障害児支援に係る指定基準等については、別途、案をお示ししているところであり、年内に公布を予定。 |
| 平成24年 1月 | 報酬案の提示、事務処理要領案の提示 |
| 3月 | 政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出 |

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月
1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)か
ら施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出
平成22年12月 3日 改正法が成立

相談支援の充実等について

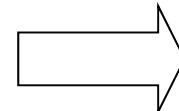
※ 「相談支援の充実等」に係る資料については、6月30日にお示しした資料に新たに加えた資料は当該資料の左上に新、6月30日にお示しした資料の文言の追加・修正はアンダーラインにより表記。

「障害者」の相談支援体系

現行

市町村／指定相談支援事業者に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)



見直し後

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

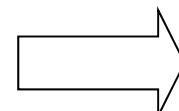
- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング

- 障害者・障害児等からの相談



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

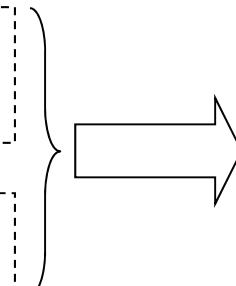
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)

(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

- 居住サポート事業(補助金)

(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



指定一般相談支援事業者 (地域移行・定着担当)

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 地域相談支援(個別給付)
 - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
 - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割については、これまでと変更がないことに留意。

「障害児」の相談支援体系

現行

市町村／指定相談支援事業者に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

見直し後

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

居宅サービス

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

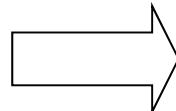
- 指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング

- 障害者・障害児等からの相談

サービス等利用計画等

通所サービス

- 通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



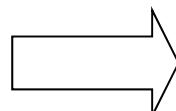
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

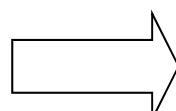


創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 障害児相談支援(個別給付)
 - ・障害児支援利用援助
 - ・継続障害児支援利用援助



(児)とある
のは児童福
祉法に基づ
くもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的
な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

支給決定プロセスの見直し等

(法) 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

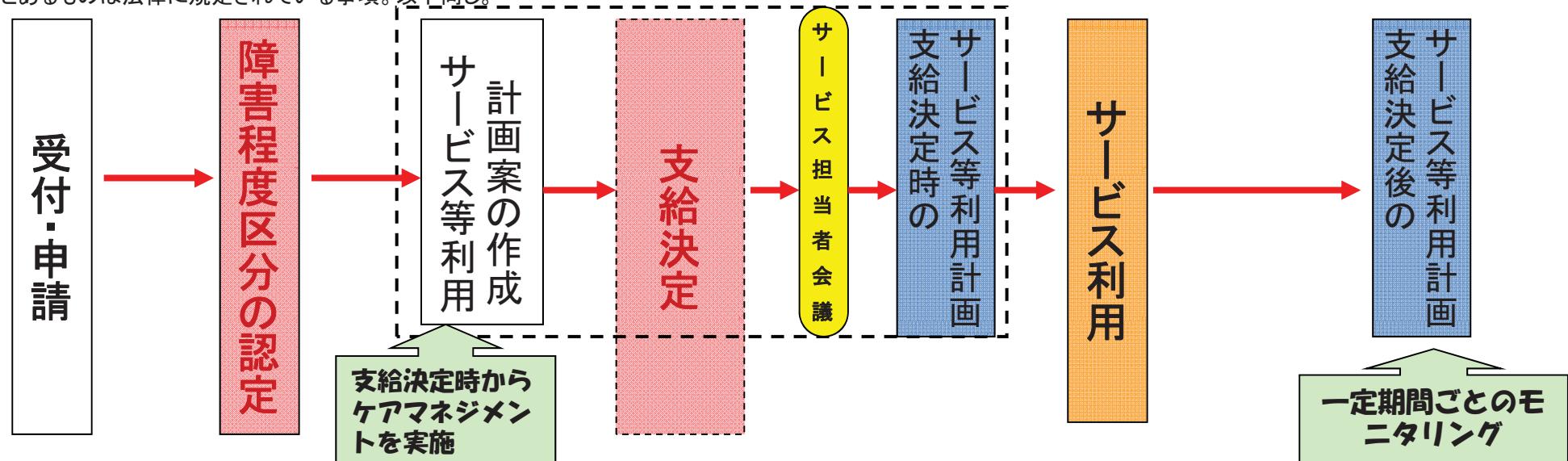
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
- * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

(法) 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

(法) 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
- * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

(法) とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。
具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※ ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案を作成。
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。 → P87参照
 - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。
 - ※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。
- ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4. 報酬

- 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。
支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。

→ 障害児に係る計画作成等の報酬について

特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

→ 居宅介護計画（ケアプラン）とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(案)

1 基本的な考え方

- 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

2 モニタリング期間の設定(案)(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

標準期間 → P90参照

- ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者 ※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施
② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く

ア 以下の者(現行制度の対象者)

→ 毎月実施

- 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

イ ア以外の者

→ 6ヶ月ごとに1回実施

③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く

→ 1年ごとに1回実施

④ 地域移行支援利用者

→ 6ヶ月ごとに1回実施

勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)の変化)
- 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 提供されるサービスの種類、内容、量
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 支給決定の有効期間 ※支給決定の有効期間の最終月は、支給決定の更新等のための計画作成等を併せて実施。 等

3 モニタリング期間設定の手続き(案)(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求め記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリングの取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、現行制度と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

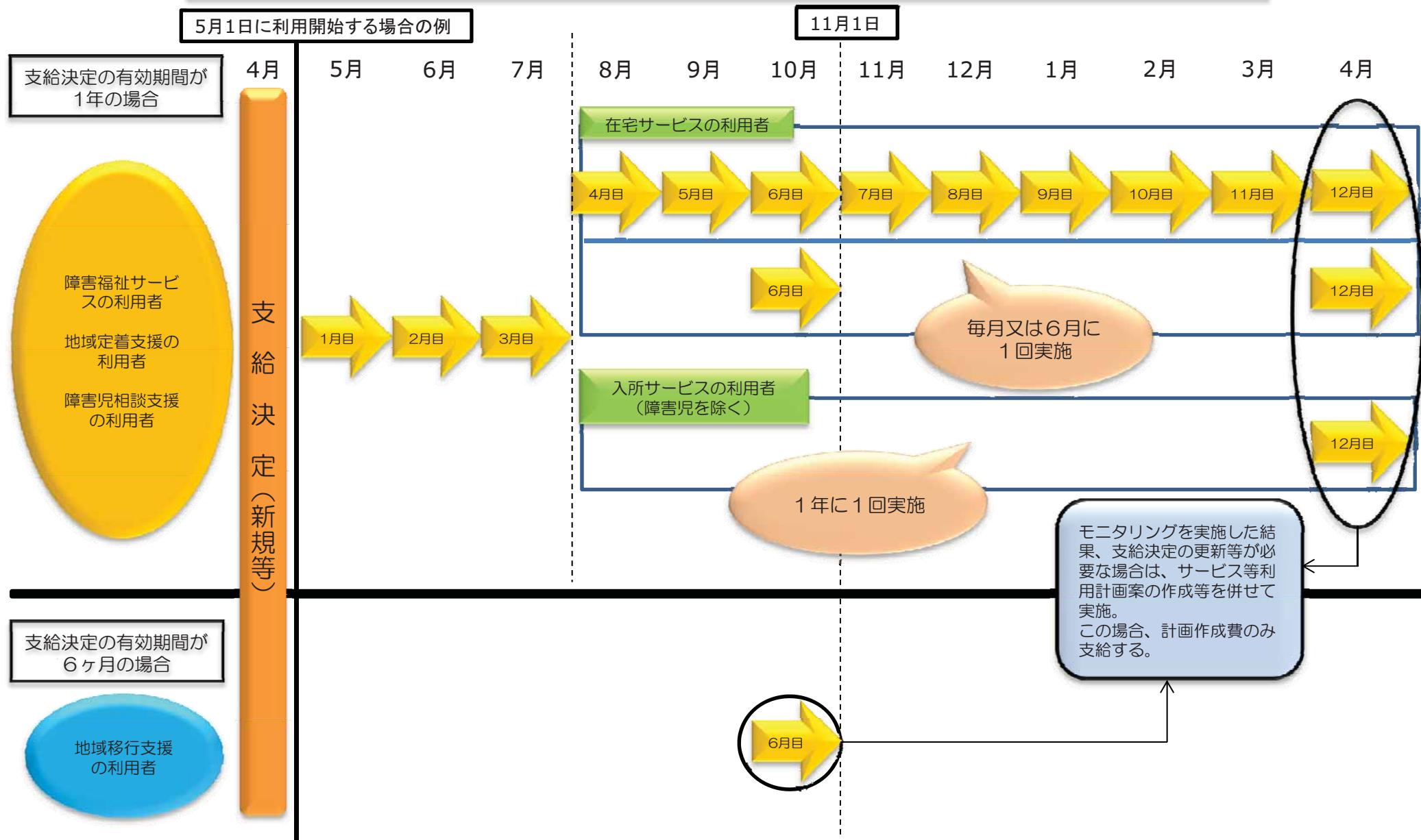
- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

等

新

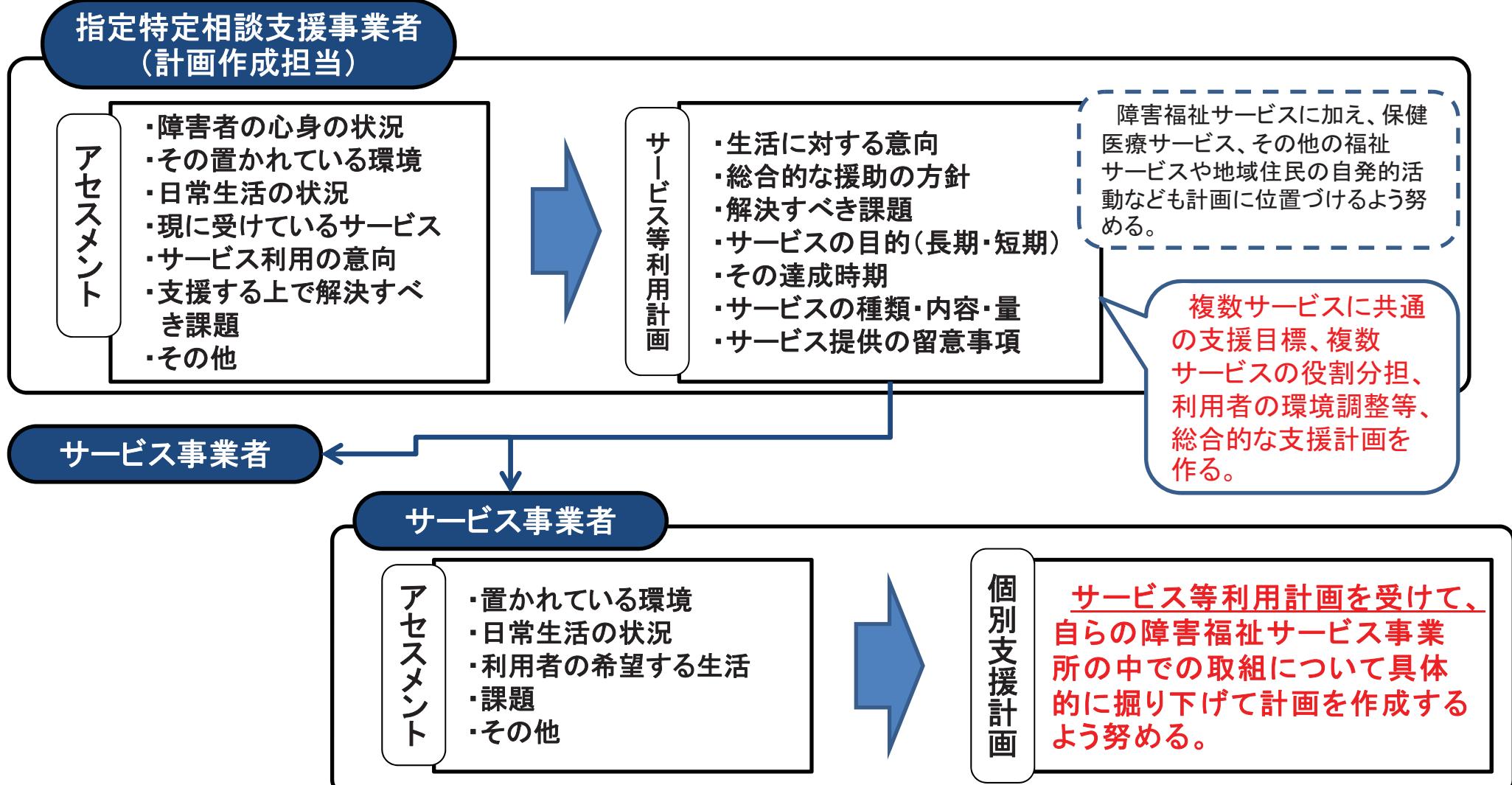
モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。



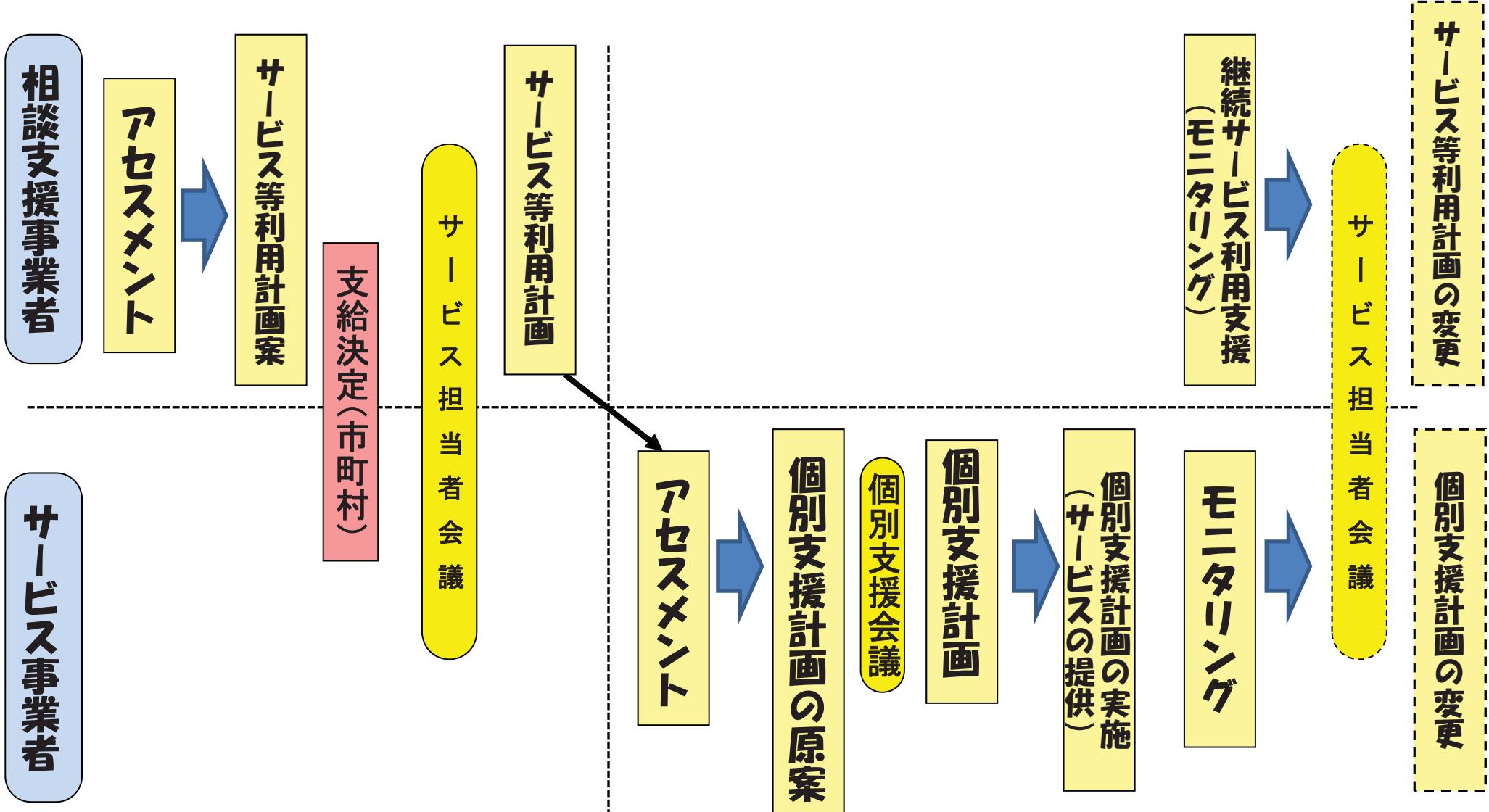
サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



新

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

1. 対象者

(地域移行支援)

- 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者(例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど)を対象とする。
※ 地域移行支援の支給決定主体については、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
(入院・入所前の居住地の市町村が支給決定)

(地域定着支援)

- 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。
→ 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。
→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。
→ グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

2. サービス内容

(地域移行支援)

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。 → P95参照

(地域定着支援)

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。
→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6か月以内。市町村が対象者の状況に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。
更なる更新については、市町村が真に必要と認める場合に6ヶ月以内ごとに更新可。

(地域定着支援)

- 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着担当））

法) ※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。)

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

(人員基準)

- 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者とする。
- ※ 事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。
- ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- ※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。
- ※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。

5. 報酬

- 以下のサービスを評価する方向で検討。

(地域移行支援)

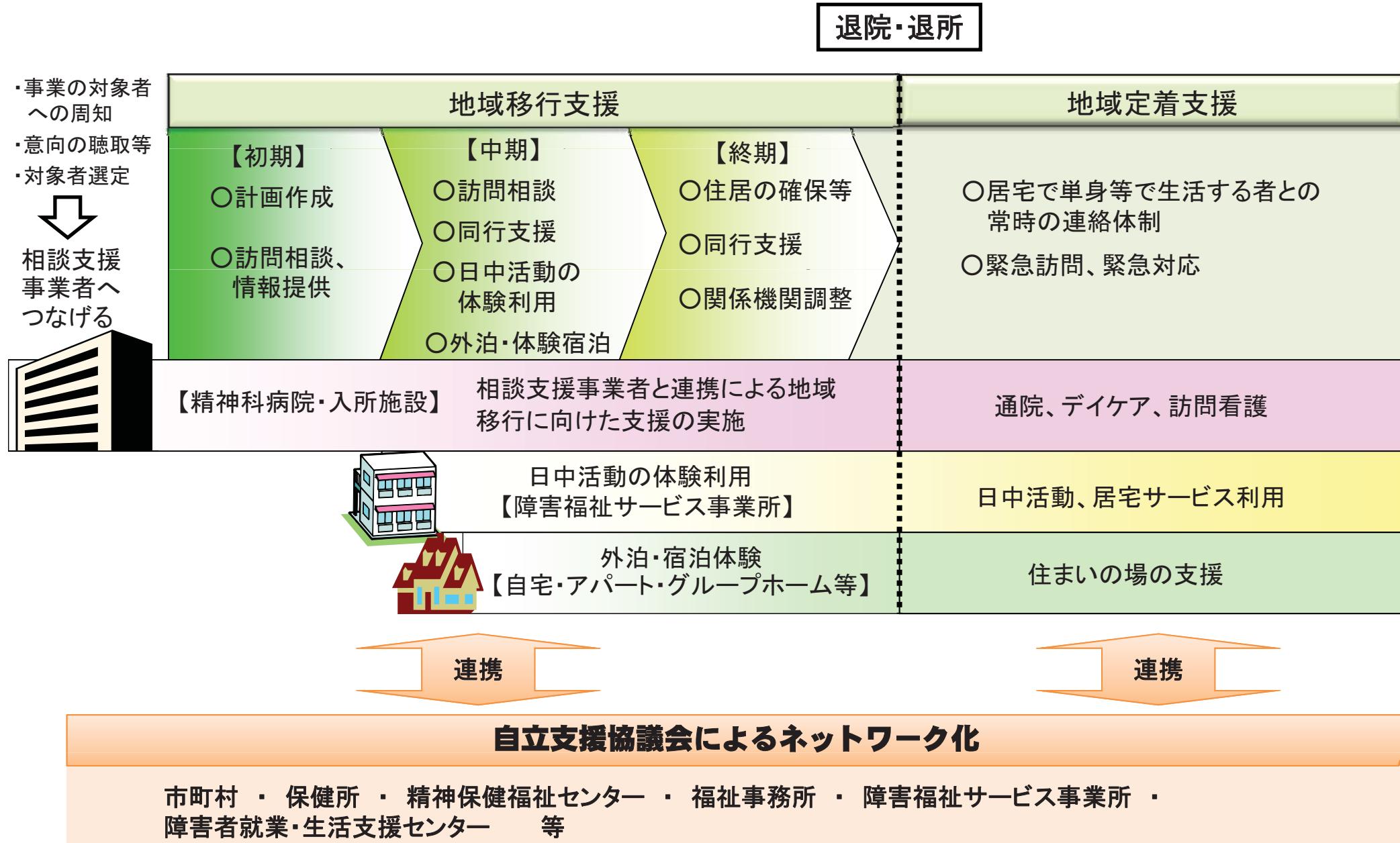
- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

(地域定着支援)

- ・ 常時の連絡体制(毎月、定額を算定)
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等

新

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



新

「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的なイメージ作り）



中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）

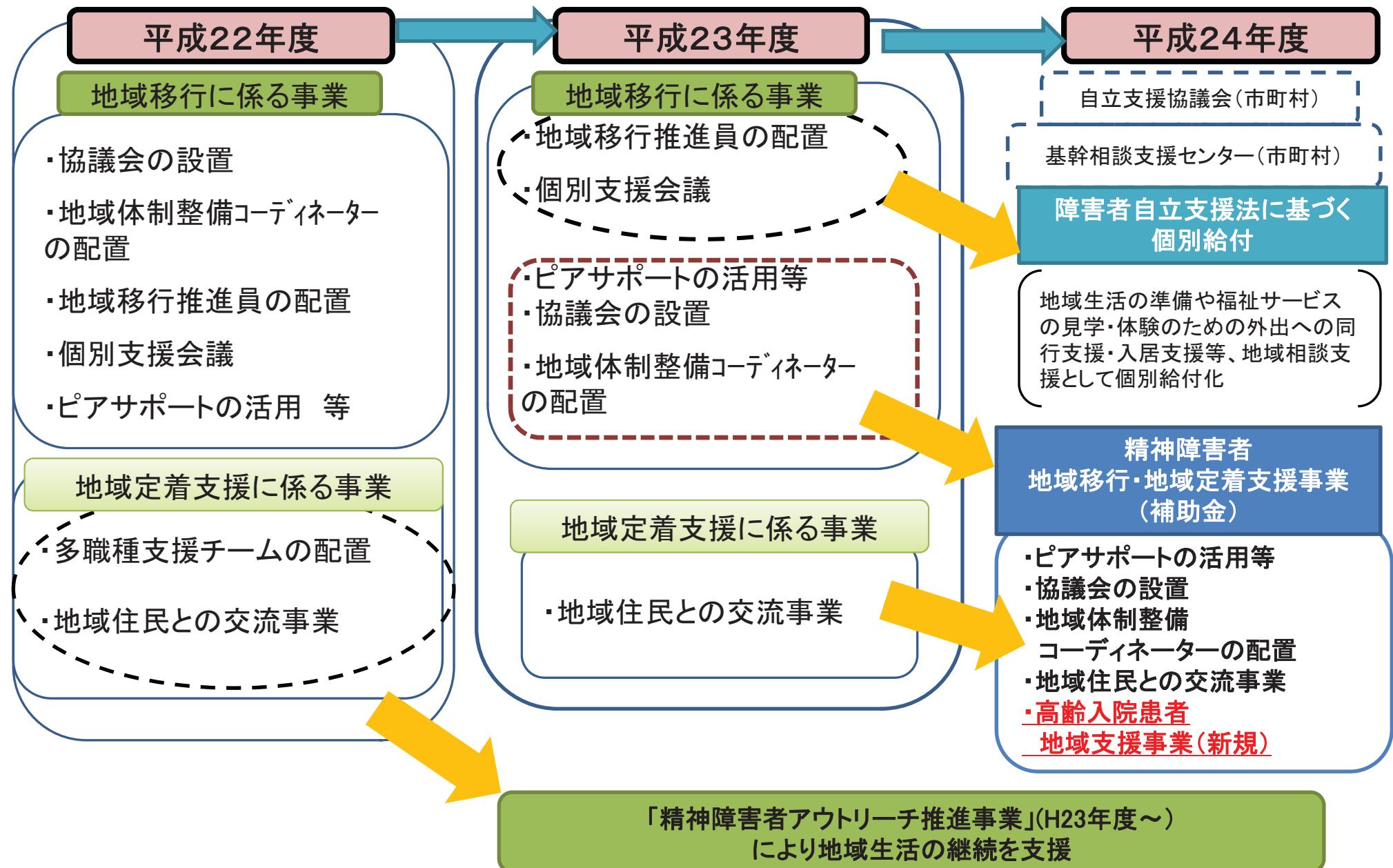


終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に關わる関係機関との連絡調整）

新

平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)」の概算要求について



精神障害者の地域移行・地域定着に係る都道府県・保健所の役割について

都道府県及び保健所は、精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

【都道府県】

- ・障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等

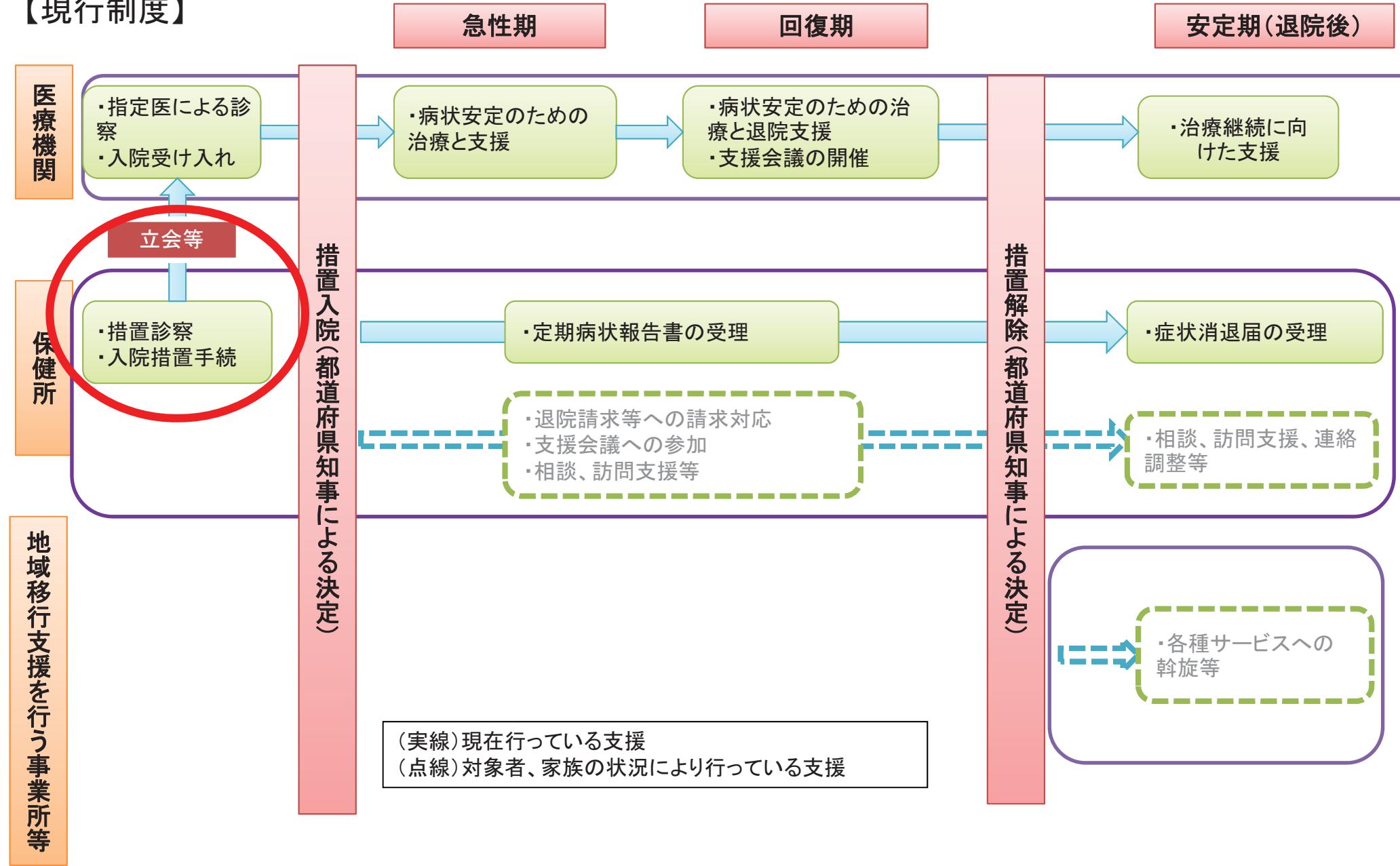
【保健所】

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対する積極的な働きかけ。
- ・自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

新

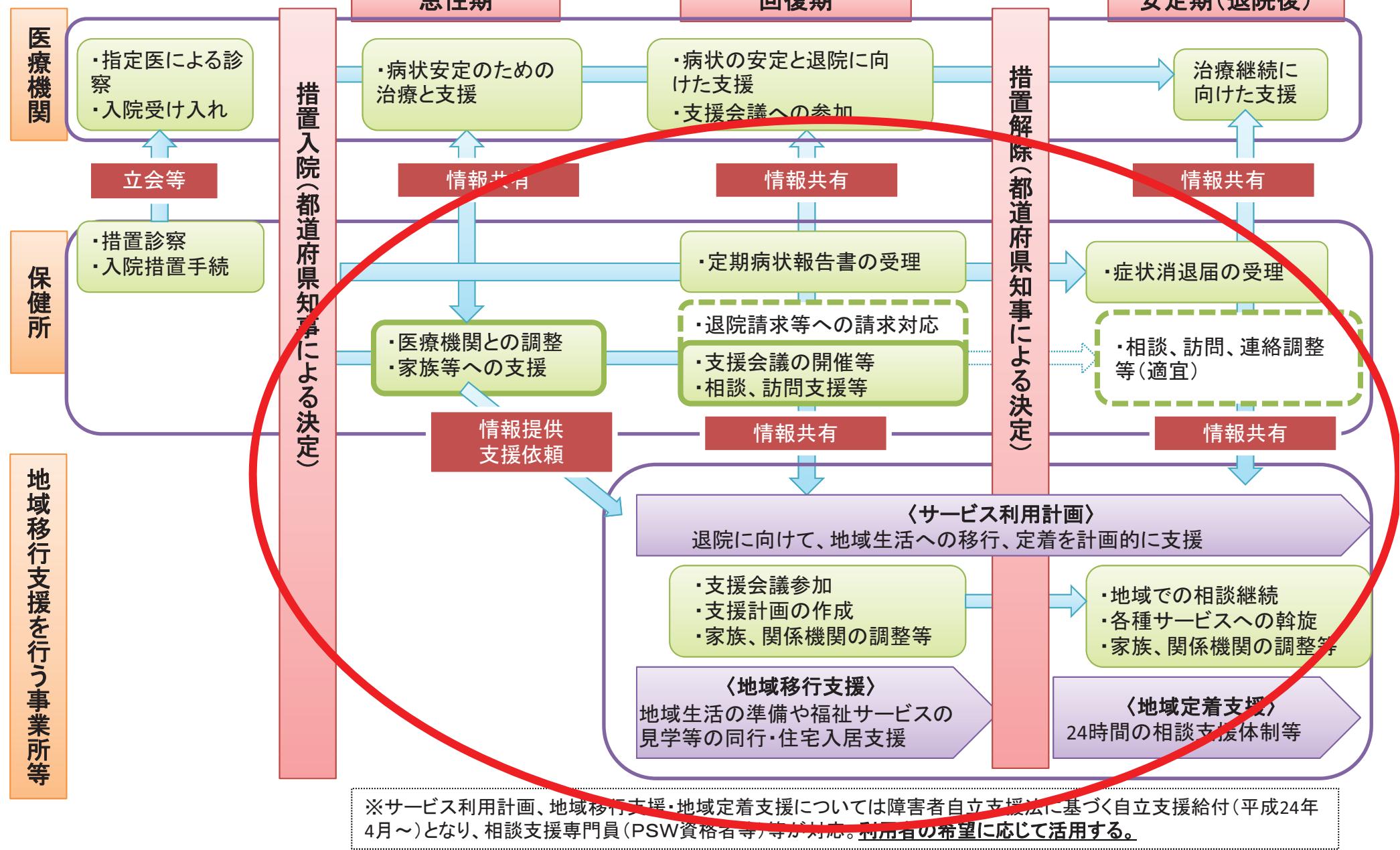
措置入院からの退院時の支援について①

【現行制度】

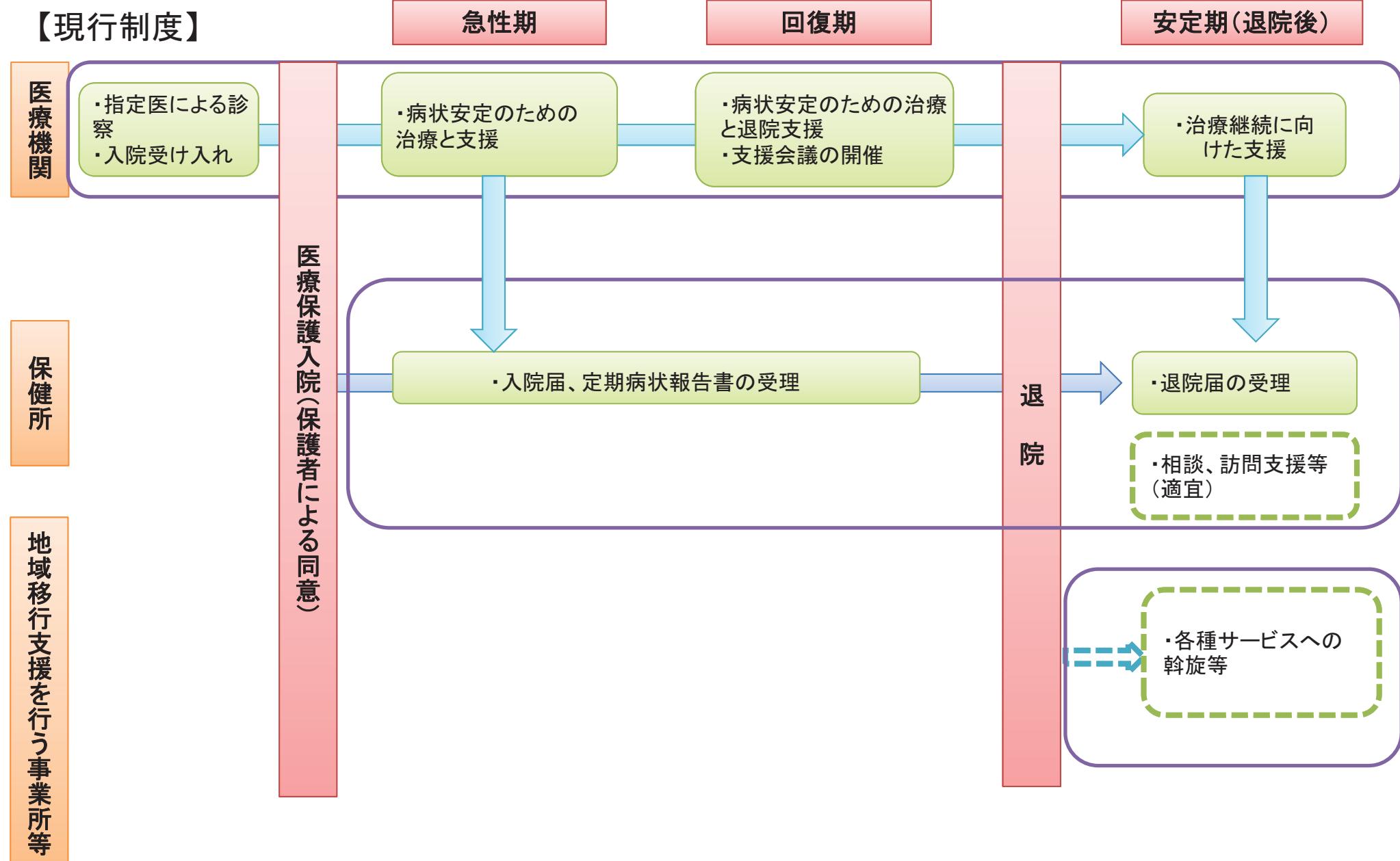


措置入院からの退院時の支援について②

【見直し案】

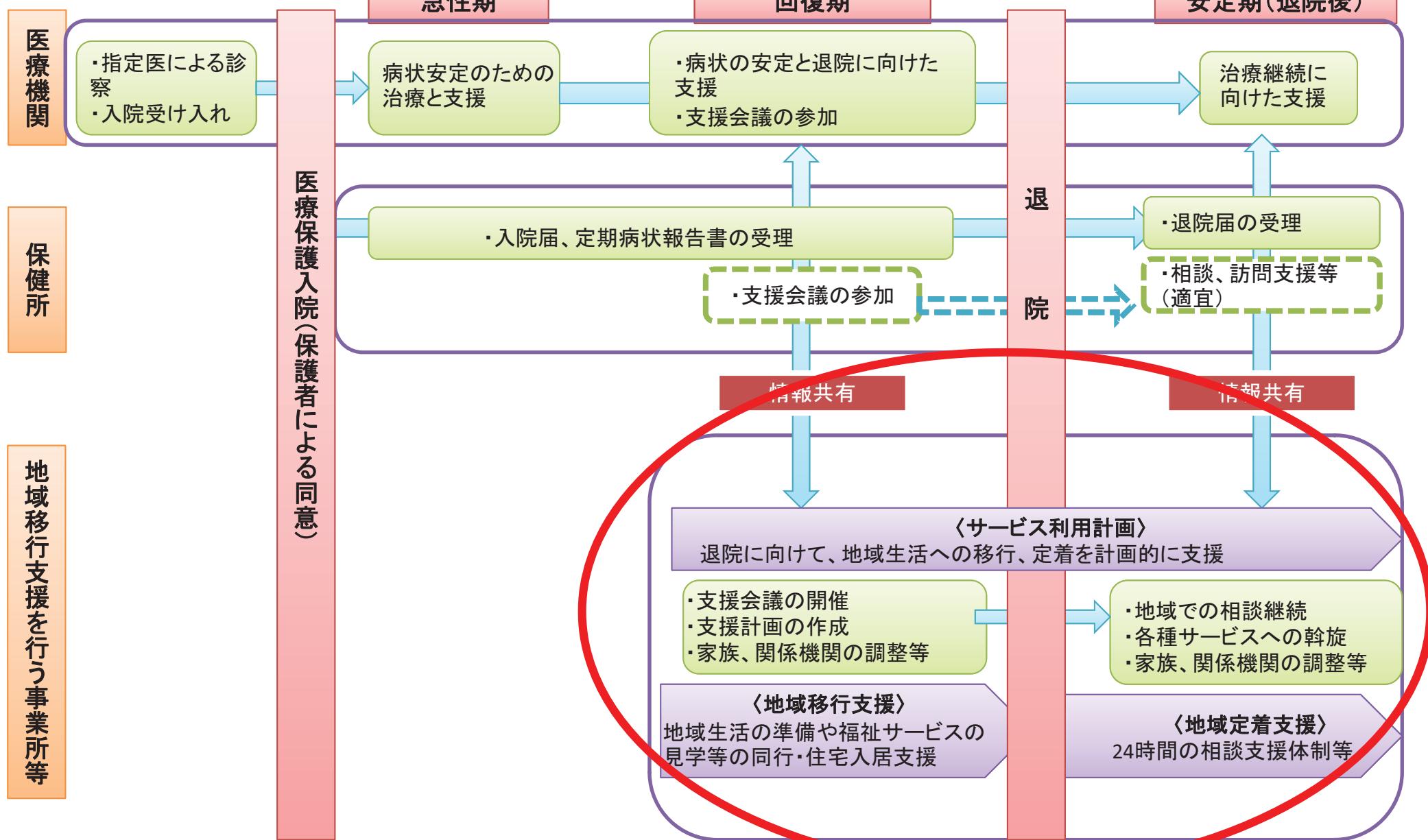


医療保護入院からの退院時の支援について①



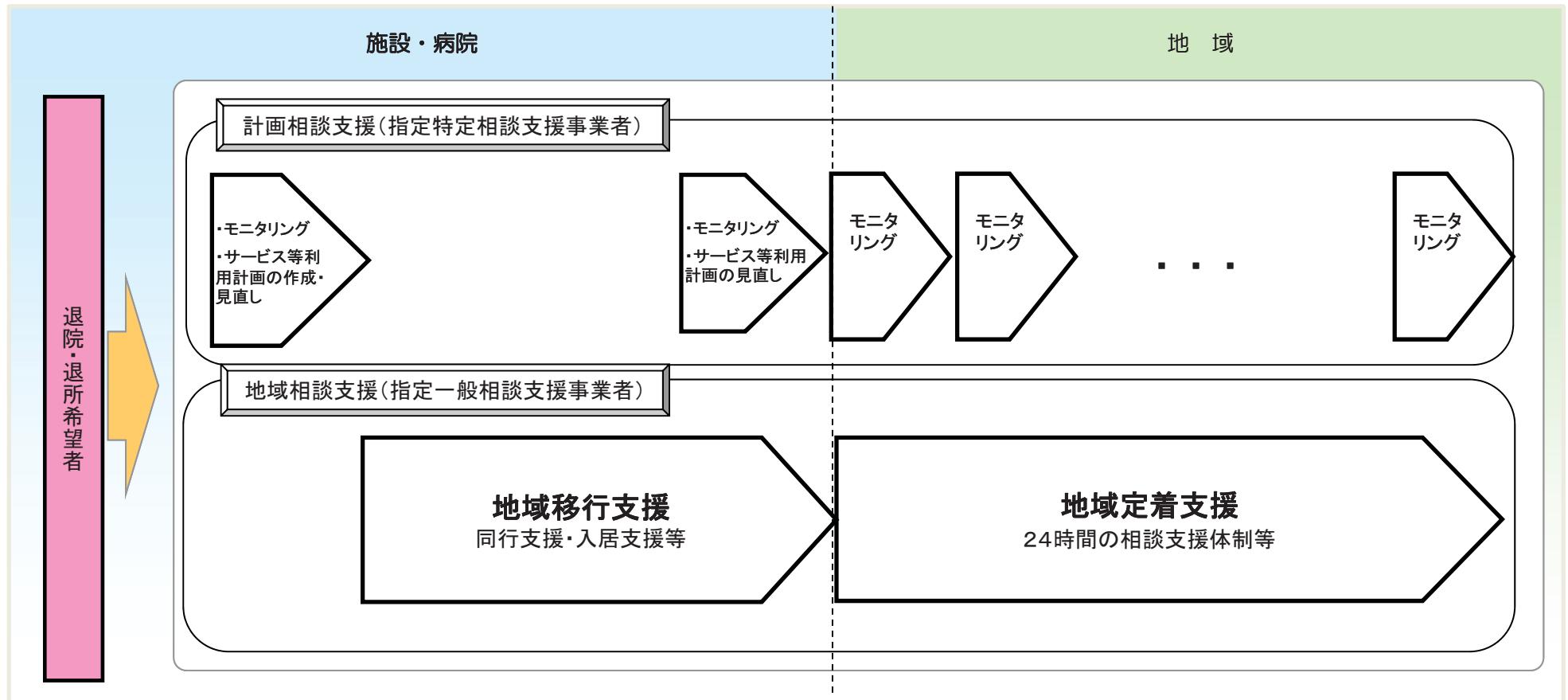
医療保護入院からの退院時の支援について②

【見直し案】



施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
 - 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。

その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

○ 相談支援の提供体制の整備

（相談支援従事者研修の実施主体の拡大）

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

（民間団体の相談支援業務従事者の活用）

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件（※1）のもと、実務経験として認める

→ 「相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて」（平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

※ 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

（障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備）

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

○ 相談支援の質の確保

（指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表）

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表等について検討。

（相談支援従事者研修の充実等）

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者数等の状況について (H22.4.1)

都道府県	サービス利用者数 (実数)	相談支援事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)
			研修修了者数	指定相談支援事業所に配置されている人数	
			(A)	(B)	
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132
02 青森県	8,136	58	593	98	83
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120
04 宮城県	10,214	25	1,030	61	167
05 秋田県	5,877	41	459	74	79
06 山形県	5,504	29	289	40	138
07 福島県	9,058	55	889	90	101
08 茨城県	11,259	56	751	100	113
09 栃木県	8,395	50	635	69	122
10 群馬県	7,246	49	562	87	83
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68
16 富山県	4,589	27	351	49	94
17 石川県	5,456	31	361	44	124
18 福井県	4,489	33	936	42	107
19 山梨県	3,926	31	583	45	87
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136
22 静岡県	13,455	81	715	141	95
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66
24 三重県	7,326	21	740	44	167

※1 サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

※2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

※3 サービス利用計画作成費の支給対象を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度障害者保健福祉推進事業)における調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

都道府県	サービス利用者数 (実数)	相談支援事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員 1人当たりのサービス利用者数 (A/D)
			研修修了者数	指定相談支援事業所に配置されている人数	
(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)	
25 滋賀県	7,203	30	385	80	90
26 京都府	12,411	71	1,132	138	90
27 大阪府	37,653	196	3,942	464	81
28 兵庫県	22,455	87	458	154	146
29 奈良県	6,181	29	712	63	98
30 和歌山県	5,817	41	451	58	100
31 鳥取県	4,059	19	333	51	80
32 島根県	5,296	55	422	90	59
33 岡山県	9,466	36	839	59	160
34 広島県	12,009	73	1,437	129	93
35 山口県	7,218	45	387	78	93
36 徳島県	5,026	46	393	87	58
37 香川県	4,298	33	608	59	73
38 愛媛県	7,055	38	560	60	118
39 高知県	4,483	28	415	58	77
40 福岡県	22,401	97	1,849	178	126
41 佐賀県	4,393	17	397	36	122
42 長崎県	8,875	46	484	89	100
43 熊本県	10,013	57	678	89	113
44 大分県	7,038	45	571	70	101
45 宮崎県	5,641	38	361	56	101
46 鹿児島県	10,255	56	251	94	109
47 沖縄県	8,662	44	405	95	92
全国計	545,480	2,843	40,730	5,465	100

相談支援従事者研修事業者の指定要件

○ 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

○ 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下、「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。

※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

○ 研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

○ その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることとする。

- 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。
- 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っていることが客観的に分かる資料（※）」があること。
※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。

（参考）現行の取扱い（H18.11相談支援事業関係Q & Aにおいて提示）

（1）事業所要件

公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所

（2）実務経験の証明

事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	5年以上
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことと言つ。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
 - このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
 - 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
 - これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修 <初年度>

(31. 5時間)

現任研修 <5年ごと>

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- ・地域相談支援
- ・障害児相談支援

(4~5時間程度)

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員

※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者

【想定される類型】



障害福祉サービスの利用の組み合わせ(案)

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようとする。

(施設入所支援と就労継続支援)

- ・ 就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせ

※ 障害程度区分4以上であって一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長。

基幹相談支援センター(案)

1. 設置者

- (法) 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。
→ 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

- 身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。
このほか、地域における相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

3. 業務

- (法) 総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4. 人員体制

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。(画一的な人員基準は設けないこととする)

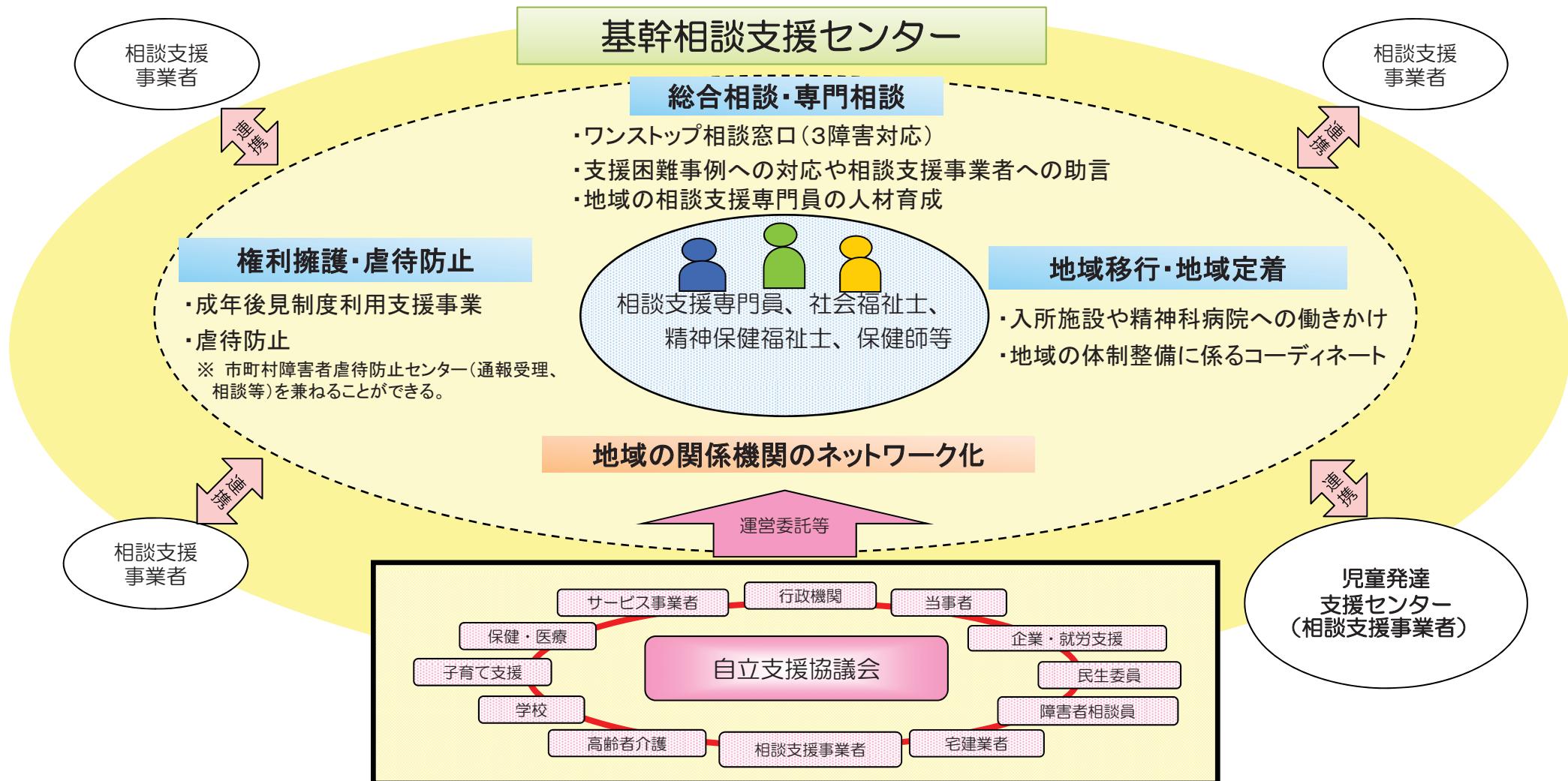
5. 財源

一般財源(交付税)

※ 地域生活支援事業費補助金による機能強化のための費用の補助(専門職の配置やコーディネーターへの補助)や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費について、概算要求。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
- 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費への補助を概算要求。
 - ①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）



市町村の自立支援協議会の役割（案）

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聞くよう努めること。

自立支援協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

子ども支援部会

就労支援部会

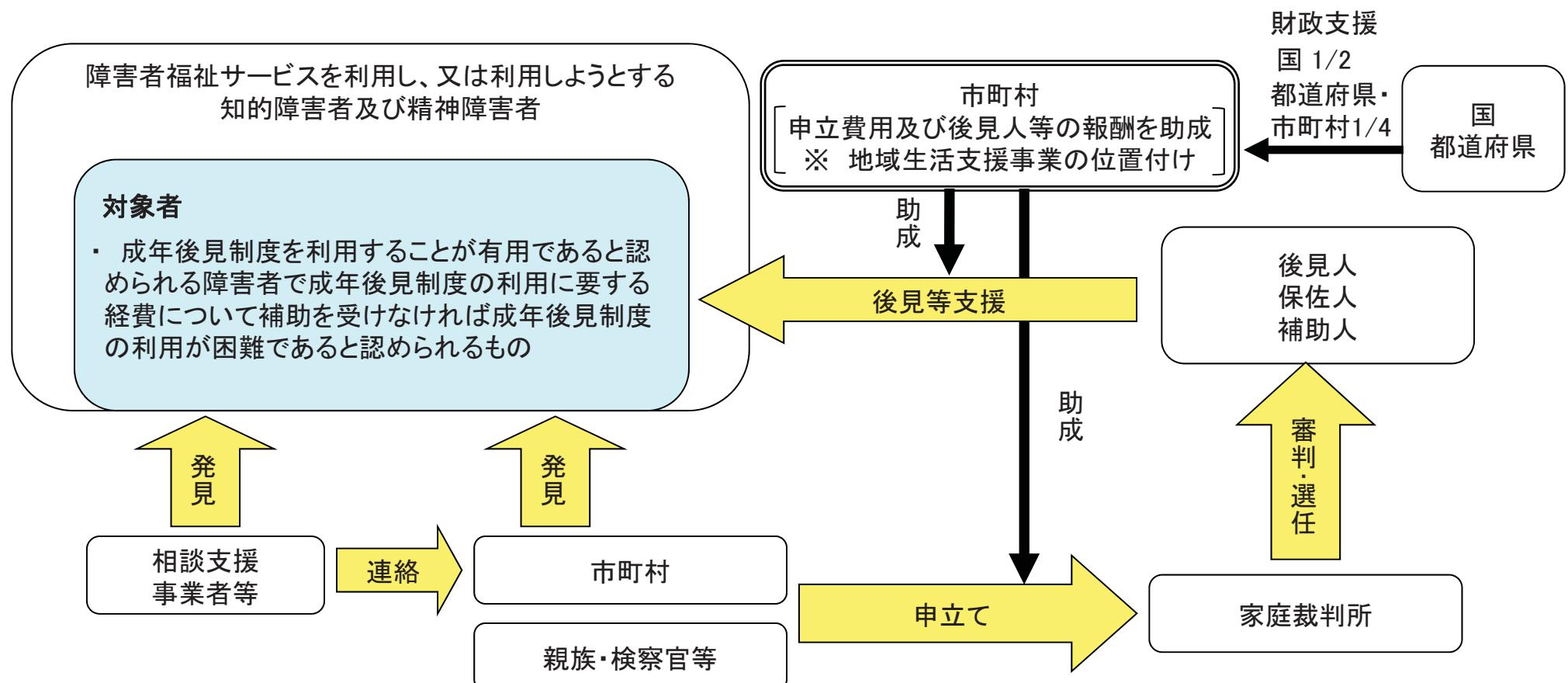
等

成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする方向で検討。

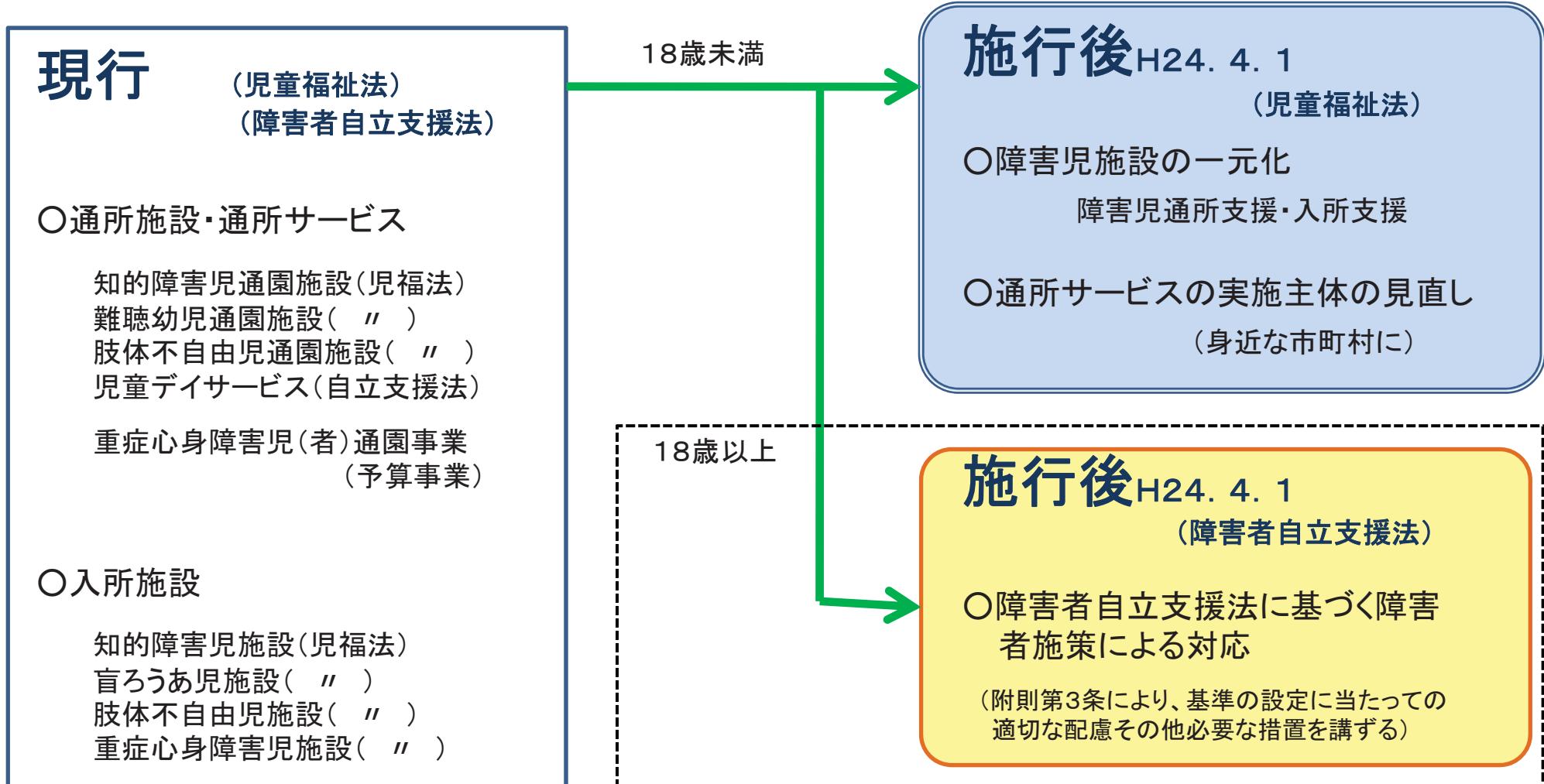
※ 必須事業化に伴う費用について、地域生活支援事業費補助金において概算要求。



障害児支援の強化について

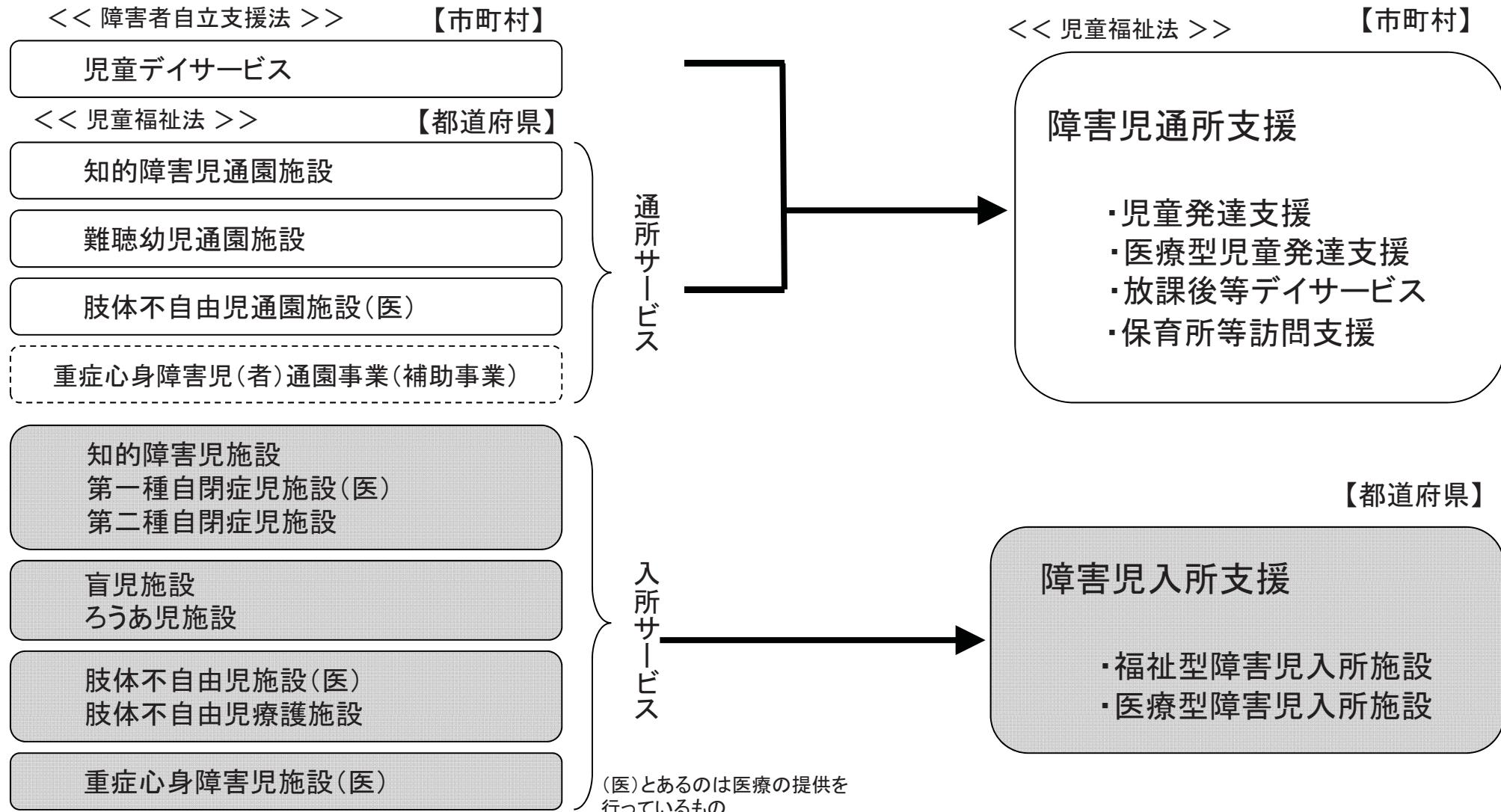
改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

- 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。
また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

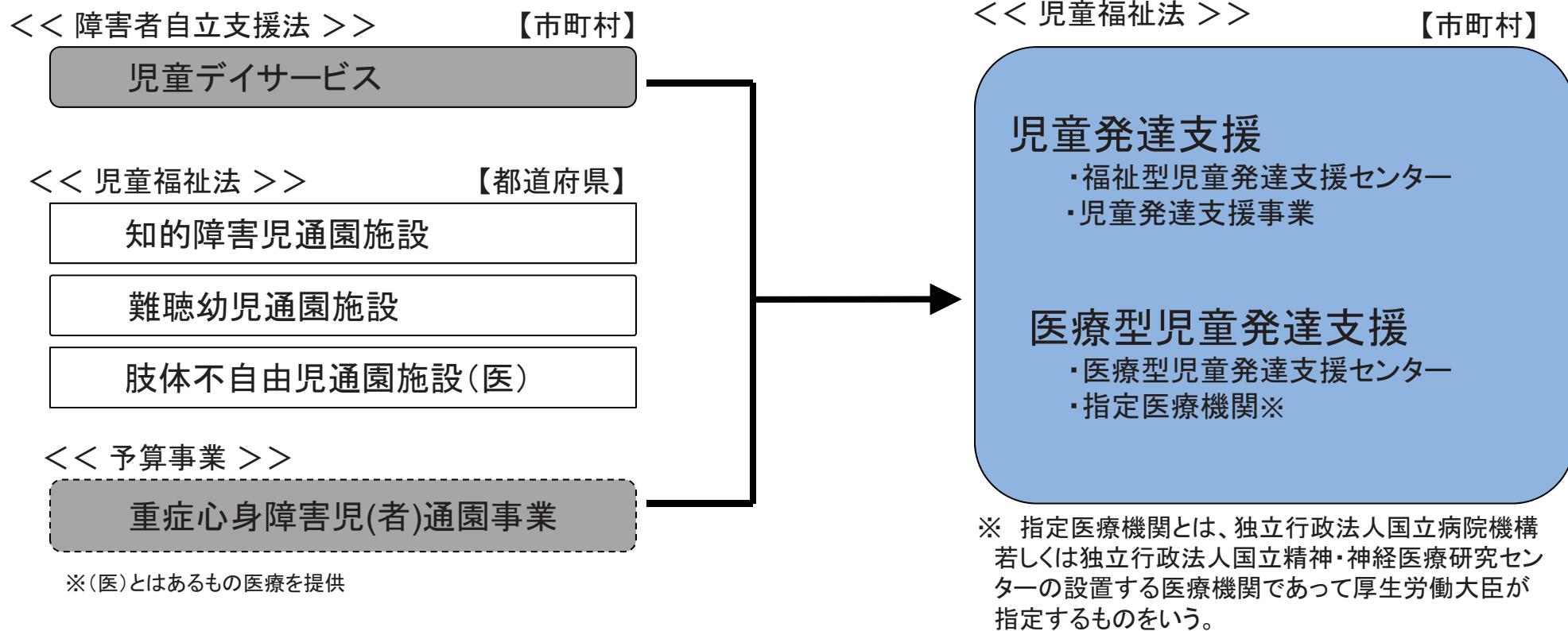
- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障害については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

児童発達支援の概要①

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。



児童発達支援の概要②

○ 改正後のある方

～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

- ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ 対象児童

- (法) 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指すが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 定員

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ 提供するサービス

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- (法) 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- (法) 児童発達支援及び治療を提供

「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、
及び集団生活への適応訓練の実施」と規定(予定)

- (法) 障害の特性に応じて提供

(法) とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。